



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- 特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（人事課） 1
- 沖縄県保育所入所待機児童対策特別事業基金条例の一部を改正する条例（青少年・児童家庭課） 3
- 沖縄県地域医療再生臨時特例基金条例（医務課） 4
- 沖縄県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例（雇用労政課） 5

公布された条例のあらまし

- 特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第1号）
 - 1 一般職に属する常勤の職員の給料、給料の調整額、教職調整額及び沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年沖縄県条例第3号）附則第7項から第9項までの規定による給料から減じることとされている割合について、平成21年度に限り、100分の3から100分の1.8に改めることとした。（附則第5項、第6項、第9項及び第10項関係）
 - 2 一般職に属する常勤の職員の期末手当及び勤労手当について、平成21年度に限り、全額を支給することとした。（附則第7項及び第8項関係）
 - 3 この条例は、公布の日から施行することとし、平成21年4月1日から適用することとした。（附則）
- 沖縄県保育所入所待機児童対策特別事業基金条例の一部を改正する条例（条例第2号）
 - 1 認可外保育施設の保育の質の向上を図るための事業を実施することとした。（第6条関係）
 - 2 1に伴い、平成20年度における基金の処分の特例に関する規定を削ることとした。（附則第3項関係）
 - 3 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）
- 沖縄県地域医療再生臨時特例基金条例（条例第3号）
 - 1 地域における医療に係る課題の解決を目的として基金を設置することとし、その管理及び処分に関し必要な事項を定めることとした。（第1条から第7条まで）
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第1項）
 - 3 この条例は、平成26年3月31日限り失効することとした。（附則第2項）
- 沖縄県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第4号）
 - 1 条例の題名を「沖縄県緊急雇用創出事業等臨時特例基金条例」に改めることとした。（題名関係）
 - 2 県内における生活保護受給者その他生活、就労等の支援を必要とする者に対する住宅及び就労機会の確保その他自立のために必要な支援を行うための事業を実施することとした。（第1条及び第6条関係）
 - 3 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第1項）

条 例

特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条例の

一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 3 月 9 日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第 1 号

特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条例(平成20年沖縄県条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「この条」の次に「及び附則第 5 項から第10項まで」を加える。

第 6 条第 1 項中「及び附則第 3 項」を「並びに附則第 3 項及び第10項」に改める。

附則に次の 6 項を加える。

(平成21年 4 月 1 日から平成22年 3 月31日までの間における一般職の職員の給与の特例の規定の適用)

- 5 平成21年 4 月 1 日から平成22年 3 月31日までの間における職員の給料月額に関する第 5 条第 1 項の規定の適用については、同項中「100分の 3」とあるのは「100分の1.8」とする。
- 6 平成21年 4 月 1 日から平成22年 3 月31日までの間における職員の給料の調整額に関する第 5 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100分の 3」とあるのは「100分の1.8」とする。
- 7 平成21年 6 月及び12月の職員に支給される期末手当に関する第 5 条第 4 項の規定の適用については、同項中「にかかわらず、給与条例第27条第 2 項の規定による期末手当の額からその100分の 2 に相当する額(その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額」とあるのは「による期末手当の額」とする。
- 8 平成21年 6 月及び12月の職員に支給される勤勉手当に関する第 5 条第 5 項の規定の適用については、同項中「にかかわらず、同項の規定による勤勉手当の額からその100分の 2 に相当する額(その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額」とあるのは「による勤勉手当の額」とする。

- 9 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間における職員の教職調整額に関する第5条第6項の規定の適用については、同項中「100分の3」とあるのは「100分の1.8」とする。
- 10 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間における平成18年改正条例附則第7項から第9項までの規定による職員の給料に関する第6条第1項の規定の適用については、同項の表中「100分の3」とあるのは「100分の1.8」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成21年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号。以下「給与条例」という。）、沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第51号。以下「任期付研究員条例」という。）又は沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号。以下「任期付職員条例」という。）及び改正前の特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ給与条例、任期付研究員条例又は任期付職員条例及び改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

沖縄県保育所入所待機児童対策特別事業基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第2号

沖縄県保育所入所待機児童対策特別事業基金条例の一部を改正する
条例

沖縄県保育所入所待機児童対策特別事業基金条例（平成20年沖縄県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の2号を加える。

- (5) 認可外保育施設において保育所入所待機児童を保育する者の資質の向上のために県が行う当該者に対する研修に関する費用の財源に充てるとき。
- (6) 認可外保育施設における保育に必要な保育材料費又は備品購入費について市町村が行う助成事業を支援するための費用の財源に充てるとき。

附則第3項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県地域医療再生臨時特例基金条例をここに公布する。

平成22年3月9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第3号

沖縄県地域医療再生臨時特例基金条例

(設置)

第1条 医療機能の強化、医師等の確保等の取組その他の地域における医療に係る課題の解決を目的として、県が行う事業の費用及び市町村が行う事業を支援するための費用の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、沖縄県地域医療再生臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な費用の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

沖縄県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第4号

沖縄県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

沖縄県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成21年沖縄県条例第9号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

沖縄県緊急雇用創出事業等臨時特例基金条例

第1条中「並びに」を削り、「応ずる」を「応じ、並びに生活保護受給者その他生活、就労等の支援を必要とする者に対する住宅及び就労機会の確保その他自立のために必要な支援を行う」に、「沖縄県緊急雇用創出事業臨時特例基金」を「沖縄県緊急雇用創出事業等臨時特例基金」に改める。

第6条に次の1号を加える。

- (8) 県内における生活保護受給者その他生活、就労等の支援を必要とする者に対する住宅及び就労機会の確保その他自立のための事業であって、県が行うものの費用及び市町村が行うものを支援するための費用の財源に充てるとき、並びに当該事業に要する費用を県が補助する事業の費用の財源に充てるとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 金城印刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9番16号 販売所 株式会社リウボウ(沖縄県官報販売所) 〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購読料 1部1箇月1,800円</p>
---	--